

幌延町民臨時生活支援事業（支援金給付）

幌延町では、コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金及び食糧品等の物価高騰の影響を受けている町民皆様の生活・暮らしを支援するため、『幌延町民臨時生活支援事業』として支援金を給付することといたしました。

事業の概要

・ 給付対象者

令和4年7月1日時点で幌延町の住民基本台帳に登録されている全ての方

・ 給付額

世帯員1人当たり一律1万円（現金）

住民税非課税世帯に属する高齢者及び障がい者（施設入所者及び令和4年度実施の低所得者子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付対象児童を除く。）には1人当たり2千円を上乗せ



給付の方法

・ 世帯員分を一括して世帯主が指定する口座に送金いたします。



- ① 令和2年度に実施された『特別定額給付金』を幌延町から受給した世帯で、同一口座を指定する場合は申請が不要です。
- ② ①以外の世帯は申請又は届出が必要となります。

申請書等の発送

・ 令和4年8月10日（水）頃を目途に発送できるよう準備を進めておりますので、ご自宅に書類が届くまでお待ちください。

令和2年度に実施された『特別定額給付金』を幌延町から

受給した世帯

- ・ 口座情報を記載した給付通知書を郵送いたします。
- ・ 受給口座の変更を希望する場合や受給を辞退する場合は、指定期限までに届出が必要です。

受給していない世帯

- ・ 申請書を郵送いたします。
- ・ 申請書に必要事項を記入のうえ、申請期限（9月末日）までに提出する必要があります。期限までに申請書の提出が無かった場合は辞退したものとみなします。

注：令和2年度の『特別定額給付金』受給後に世帯主が変更となっている世帯は『受給していない世帯』に分類されます。

騙されな^いで



サギ

!! 詐欺に注意 !!

役場の職員等が以下を行うことは
絶対にありません

- ✖ 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ✖ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✖ メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

『怪しいな!?!』と思ったら遠慮なくご相談ください

幌延町役場（代表）	5-1111
住民生活課	5-1112
保健福祉課	5-1113

消費者ホットライン 188
(局番なしの3桁)

天塩警察署	2-2110
幌延警察官駐在所	5-1002
問寒別警察官駐在所	6-5002

警察相談
専用電話 #9110